

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いざれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

市から
確認書又は申請書が届きます
令和4年9月30日時点で住民登録のある方へ確認書を送付します。

申請が必要です



申請時点で住民票のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

提出期限 令和5年1月31日（火）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒で返信してください。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、課税情報が不明の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に新見市役所福祉課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となつた世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますのでお問い合わせ下さい。）

※住民税非課税となる年間給与収入の目安（新見市の場合の一例）

単身の場合：93万円以下、1名扶養の場合137.8万円以下、2名扶養の場合：168.3万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに新見市役所福祉課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

！ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

新見市

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別
給付金」窓口

0867-72-6154

受付時間 平日8:30～17:15